

日本帝国主義の労務政策

松 沢 哲 成

1. はじめに

1937年蘆溝橋の一発は、やがて日中間の全面戦争へと広がっていった。1939年、ナチスドイツが電撃戦をもって対外侵略を開始しやがて欧州大陸を席捲していくなか1940年9月日本は独伊ファシスト政権と結ぶ道を選んで三国同盟を締結し枢軸を形成、1941年12月には、米英蘭豪などを相手にアジアと太平洋地域において戦争状態に入り、ついに世界を二つに分けた壮絶大規模な第二次世界大戦を戦うことになっていったのである。

この間日本国内では、その対外侵略戦争の遂行が最高の国家目標とされ、社会体制はアジア・太平洋における同戦争に勝利するためという事を原理として、大きく再編成されていった。対外戦争の遂行が国家のみならず社会体制の構成原理とされることを<兵営国家化>と呼ぶとすれば、1940年代前半の日本はまさにそれ以外の何物でもなかった。

この<兵営国家>は、一言でいえば、少数の軍幹部・テクノクラートと特権資本家がモザイク的に結び付いて戦時超過利潤を壟断する体制—国家であり、そこでは、第二次大戦に勝利し「大東亜共栄圏」を樹立することが<国是>であって、天皇の下に生き生き積極的にその<国策>実現にいそしむこと、すなわち<大政翼賛>の道しか許されなかった。そうしない者は<非国民>であり、<アカ>であった。<アカ>となると、人間以下と見なされた。

2. 近衛～東条内閣下における社会構造の転換

周知のように、日中戦争開始以後間もなく日本では<兵営国家>が具体的に推進されていった。すなわち、早くも1938年5月国家総動員法が施行され、40年8月には「基本国策要綱」が閣議決定を見、「皇国を核心とし日満支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建設する」と「大東亜共栄圏」構想が謳われたのであった（企画院研究会編『国防国家の綱領』）。

それと同時に「基本国策に基く具体問題処理要綱」が極秘に決定され、「国民道徳の確立」「新政治体制の確立」「新経済体制の確立」「新科学体制の確立」「人口政策の確立」「農業及び農家の安定」「新国民生活体制の確立」の7項目について、起案庁と主たる協議官庁とを

日本帝国主義の労務政策

決め、「起案庁は八月末日迄に概略案を作成し関係庁に協議す」とした（「美濃部洋次文書」AC-2）。このうち政治と経済はとくに重点がおかれ、前者は新国民組織、議会制度改革、官僚界改革、世論指導、総力戦研究所設立などについて、後者は「日満支を根幹とする大東亜経済圏建設方針」、計画経済機構、重要物資の一元的統制、新財政政策、金融統制強化、新貿易政策、国民生活必需物資自給方策、重化学工業及び機械工業確立、交通運輸施設の整備拡充、新労働体制樹立、中小商工業者対策について、早急に具体策を打ち出すことが求められた（同上）。

これに基づいて12月までに「日満支経済建設計画」「国土開発計画」「勤労新体制」そして「経済新体制確立要綱」などが具体化され正式に決定された。政治的には、この線に沿って国民精神総動員一大政翼賛運動が進展した。その結果、産業報国会が創られ労働争議は絶滅、議会制度が改革されて政党はすべて解散し大政翼賛会が創立、官界では国家社会主義的傾向のいわゆる革新官僚が進出し、従来のセクショナリズムをやや排した総合的な政策立案機関の企画院とか、研究者を網羅した感のある大調査機関の総力戦研究所といった組織が創られた。

他方、経済面では、圈内資源の開発などを通じ「大東亜共栄圏」を確立しその自給自足を達成するとともに、重要産業を軸とした総合計画経済を遂行する事を眼目とした同「経済新体制」が発足推進されていった（前掲『国防国家の綱領』）。それは、具体的には、企業整備や合併の促進と、幾つか特定の企業の優遇、それら特権的企業・団体の行政との癒着、として表わされた。

宮島英昭「戦時統制経済の展開と産業組織の変容（一）—国民経済の組織化と資本の組織化—」は、1940年下期—42年をよく言われるように「経済新体制期」とし、その中で経済統制会の果すべき重要な役割について、次のように指摘している。

「…生産力拡充計画は『昭和一六年度生産拡充緊急対策』によって明確に重点主義に転換した…。(中略)

…国家総動員法が参入、設備投資、企業の合併、局面についても本格的に機能を開始し（企業許可令・企業整備令）、重要産業団体令を根拠として統制会が全面化した。経済新体制運動の帰結として結成された統制会の担った課題は多様であったが、産業統制政策の視角からは、それが、企業整備、重点主義の実施機関であった点が重要である。」（『社会科学研究』39-6、東大社会科学研究所1988年刊、6ページ）

忘れてならないことは、次々作られていった経済統制会が、生産・資材の割当、製品の配給などの諸面で行政官庁から大幅な権限委譲を受けて、個別企業に対し絶大な力を振ったことである。

美濃部洋次関係文書資料によれば、1942年1月15日段階で設立されている統制会は鉄鋼統制会、石炭統制会、鉱山統制会など計12であった。鉱山統制会の会長は男爵伊藤文吉、会員数は34社5統制組合（「統制会設立状況」Aa-5-2-B）。同「統制会設立状況」は、その後引き続き一問一答集を載せているが（国会答弁用か？）、その冒頭に次のようにある。

〔問〕 政府と統制会との事務の分野は如何に画定するや

〔答〕 各統制会に付て多少事情が異なるわけですが大体に於て左〔下〕の通りに考えております

	政府	統制会
一 物資動員計画	決 定	立案参画
二 生産拡充計画	決 定	立案参画
三 価格	決 定	立案参画
四 各社別生産割当	承 認	決 定
五 原材料割当計画	承 認	決 定
六 製品配給基本計画	承 認	決 定
七 各社別原材料割当	—	一 任
八 製品配給に関する事務	—	一 任
九 各種配給統制規則の例外許可に関する事務	—	一 任
十 生産、販売等に関する各社諸報告	—	一 任

以上要約すれば、1941年8月重要産業団体令制定、42年2月統制会への行政権限委譲を決める法律公布、同11月政府に臨時生産増強委員会設置、43年2月決戦産業体制確立要綱（案）決定、同10月軍需会社法制定、44年8月次官会議が軍需会社法22条を土建会社にあてはめ同法の法人準用と決定——こういった法律や勅令を通じて、少数の軍幹部・テクノクラートと特権資本家がモザイク的に結び付いた特有の支配権力が形成され、彼らだけがとくに優遇されて戦時超過利潤を壟断し得る日本的<兵営国家>造りが進行し深化していったのである。それは、当然ながら、それまで存していた社会構造の激しい変化を伴わざるを得ないものであった。少し後のものになるが、以下に示す資料「極秘 決戦産業体制確立要綱（案）一八、二、二三」にそのことは明確に表わされている。敗色濃くなった時期のものであるので、防衛的になっているが、重点主義による構造転換を指し示す基本方向において変わりはない（美濃部文書 Aa-6-31）。

〔方針〕

皇国の戦力を維持増強する為、戦争緊要物資の供給確保を中核として生産品の重要

度を勘案し、特に昭和十八年度に於ける物資需給状況及輸送力状況等に顧み、超重点主義に依り決戦経済に於ける均衡を得たる産業の構成を整備す。

要領

- 一、戦争緊要物資の生産部門に於ては、既存生産力の最高度の活用を図ることを主とし…所要の拡張を併行するものとする。
爾余の物資の生産部門に対しては、所要の規制を加え、依って生ずる経済的余力は挙げて之を計画的に戦争緊要物資の生産に集中活用す。
- 二、前号の規制実施に付ては…条件を総合考慮し、一定数の工場を選択し之に操業を集中し…爾余の工場は之を廃止又は休止す。…
- 四[ママ]、廃休止工場の設備は転用を図るの外最大限度に之を回収屑化し重点産業の原料に供す。…但し空襲其の他の災害、物資需給関係の変動等に備へ、又将来に於て他地域（南方及大陸を含む）へ移設する必要を考慮し、操業生産力の外相当程度の設備を存置保有す。
- 五、…商業部門殊に中小商業部門…も、同一の方針に依り之を規制す。
- 六、資材、労務、資金等の生産諸要素の割当、配給に付ては前各号の措置を促進するが如く行ふものとし、要すれば生産及資材配給に付機構の整備を行ふ。
- 七、前各号の措置に伴ひ債権債務の整理、所要資金の供給株価の激動防止等国民経済全般の秩序を維持する様所要の対策を講ずると共に、資金の悪循環防止並に物価の不当なる昂騰抑止に関し予め充分なる措置を講ず。」

特定の選択された産業部門一工場には資金、原材料、労働力等々がふんだんに供給されるが、そこから外れた部分はスクラップされて前者に回されてしまうということである。大規模な構造変換が企図されたことは、疑いない。同資料には、この再編成に伴う諸々の「措置」（産業設備営団、国民更正金庫、重要物資管理営団、戦時金融金庫などの設置利用を含む）がさらに詳しく記され、構造転換のスムーズな遂行が目論まれていた。改めて言うまでもなく、事は必ずしもこういった企図通りに進まなかったのだが、戦時超過利潤が特定企業と少数のテクノクラート・官僚に集中したことは、確かであったとし得る。

3. 巨大なタコ部屋への変貌

このように、日本的兵営国家体制が、対外侵略戦争に勝利し、アジアから太平洋におよぶ広範囲な地域に「大東亜共栄圏」を創り固めるためには、国内で政治経済の大幅な構造転換を図り非常な速度・規模で生産力を向上させなければならなかった。その際基軸となるのは、言うまでもなく労働者対策であった。

「昭和十六年度労務動員実施計画綱領（案）」（企計Ⅰ人第〇〇〇二号（四）昭和十六年六月二十日企画院第三部）は、39年6月閣議決定以来懸案となっていた「国家生産力拡充」のため「国内労務の窮迫」打開方策を、「極秘」と銘打って提示しようとするものであった。その基本方針は、「遊休労務」の根こそぎ動員—労働力移動防止と、産業再編成に伴う重点主義的労務配置である。美濃部文書（Ac-15-2）に、次のようにある。

「昭和十六年一般労務者需給の計画は内地、朝鮮、台湾、樺太及南洋群島の地域別に鉱業、工業、運輸通信業、土木建築業労務者の新規需要数竝に之に対する供給数を推測し農林水産業の需給状況を併せ考慮して設定するものとする
前項の計画は満州開拓民其の他移民竝に各地域間移住労務者の需給数を同時に予定するものとする」。

要するに、中国東北地方・撫順の石炭や鞍山の鉄、また中国北部の中興炭鉱の石炭、あるいは「内地」の（株）日本製鉄の鉄鋼、（株）日本曹達のアルミニウム、三菱・中島の飛行機、さらには泰緬鉄道、ボルネオの石油……等々でもって「大東亜共栄圏」内の自給を図り侵略戦争に勝ち得る態勢を造りたい。そのためには、どの地域のどういう資源に重点を置きどういふ産業の発展を構想するべきか。また、どういった労働力配置が適正か、あれこれ考慮推測し、必要とあらば労務者に「各地域間の移住」を強要する、つまり平たく言えば強制連行を強いる、という考えであったことが分る。

もう少し詳しく見てみよう。同資料によれば、重点を置いて労働力を配置すべき産業・分野は、以下のようなものであった。（後に輸出・生活必需品産業は放棄された）。

- 「一、軍需産業、生産力拡充計画産業、同付帯産業、輸出及生活必需品産業、運輸通信業及土木建築業需要の増加及減耗の補充
- 二、主要農林水産業に於ける減少の補填
- 三、満州開拓民其の他移民竝に各地域間に於ける移住労務者…」

では、これに対応する労働力をどこに求めるか。

- 「一、昭和十六年新規国民学校卒業生
- 二、昭和十六年新規中等学校卒業生
- 三、産業再編成に依る要転職者
- 四、労務節減又は代替可能なる業務の従事者
- 五、農業より供出する労務者
- 六、未就業者（手助を含む）
- 七、女子無業者

日本帝国主義の労務政策

八、地域外よりの新規移住労務者

前期各号の給源より供出すべき目標数並に朝鮮労務者の移住数は付表第 [原文空白] の如く之を予定するものとす」。

もはや朝鮮からの強制連行は予定数・付表の中に入れられてしまっていたのだ。

そして、労務動員のシステムだが、次のように規定された。

「従業者移動防止令の励行と国民労務手帳法の実施とに依る従業者の移動防止其の他一般労務統制に対する取締を強化すると共に朝鮮人労務者の移入増加の実情に鑑み警察事故の未然防止を期する為警察機構の整備拡充を図るものとす」。

これは、企業間の労働者引き抜きなどの予防策で、39年4月公布の従業者雇入制限令・同施行規則（指定業種の労働者の移動は職業紹介所所長の許可が必要）以来のもの。この移動防止令はそれを受けて40年11月制定され、移動する労働者に国民職業指導所長の認可と前歴報告義務とを負わせ、退職後一年間は自由な再就職が許されないというように、より制限的に改訂された。対象とされる労働者も拡張された。国民手帳とは、41年3月に始められて、10月から全面的に実施されたもので、工場・鉱山等で働く一定の労働者に賃金等すべてのデータの記入された政府発行の手帳を持たせ、これを国民職業指導所に登録させるというものである。注目すべきは「手帳留置」制度であって、「軍需工業其の他国策遂行上重要な事業を営む工場、事業場に於て使用せらるる職工及鉱夫の全部」は「かつてに退職しようとしても一ヶ年は使用主に手帳を留置され、他に就職できないしくみになっていた」（法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働者状態』1964年東洋経済新報社、4ページ）。

つまりは、日本全体が巨大なタコ部屋で、労働者を極限的にこき使おうという態勢になっていたということである。従わないものには露わな暴力を行使する、というところもタコ部屋にそっくりだった——組織的暴力と、私的制裁の違いは多少あるものの。少し後の時期の資料だが、以下のように警察は膨大な予算を得て拡充されている。

〔内務省所管

臨時警察費 29,083,610円

戦局の推移に鑑み総動員警備体制を整備すると労務動員計画に基づく華人労務者の内地移入に伴ひ関係警察機構の拡充を図ると高級享樂の停止に伴ひ転廢業したる接客業者の生活援護共助金に対し補助するとに要する経費の予算外支出を要し前記金額第二予備金より支出の儀勅裁を経たり

昭和二十年一月十日

大藏大臣 石渡莊太郎

〔内務省所管〕

臨時警察費 458,060円

決戦下労務の内地及管理の適正を図る為労務統制竝に賃金規正に関する取締機構を緊急整備するに要する経費の予算外支出を要し前記金額第二予備金より支出の儀勅裁を経たり

昭和二十年一月十日

大蔵大臣 石渡莊太郎

〔内務省所管〕

臨時警察費 205,860円

戦局の推移に鑑み総動員警備体制を整備すると労務動員計画に基づく外地華人労務者の内地移入に伴ひ関係警察機構を整備するに要する経費の予算外支出を要し前記金額第二予備金より支出の儀勅裁を経たり

昭和二十年一月十日

大蔵大臣 石渡莊太郎

(『法令全書』45年1月付録より)

拡充された警察は「募集労務者に対しては強制的稼働政策を以て望むを適當とす」というふうに、指示命令を出していた(秋田県警察部長「華人取扱の件」44年6月末日付。GHQ/SCAP 文書 Roll <10>。Roll <7>の「久保清一郎意見書」にも同じものがある)。この点からしても、「内地」を含む「大東亜共栄圏」総体が暴力的な飯場、ケタオチの現場となっていて、労働者をホンの少しも休ませないような体制を造り上げていたことが分かるのである。

このように、「大東亜共栄圏」自体が一大タコ部屋と化したのだから、日本の戦争遂行という目的に合わせた圏内各地域間の強制的労働力移動、そして拘置重労働は、日常茶飯事であって、全くありふれたものとなったのである。

朝鮮人、中国人強制連行が企図され実施されていったのは、以上のような状況の下であった。強制連行自体については別に記したこともあるので、ここでは詳しくは述べないが、ただ三点ばかり付加しておきたい。

一つは、当時は労務報国会を通じてする日本人日雇労働者の統制・組織化が推進されており、従ってまたその労働強化も著しかったということである。強制連行されてきた中国人同様、日本人日雇労働者もタコ労働を強要されたのであった(詳しくは『鉾泥の底から』第4集を参照)。

もう一つ、上記の労務給源には何故か入っていないのだが、1930年代以降囚人労働が直

接戦争遂行のために駆使されたことを指摘しておきたい。

すなわち、1931年満州事変以来囚人が戦争に直接動員された。そのときは「軍需縫製品、弾薬箱等々の製造」で「屋内作業」に留まった。次いで日中戦争時には「南洋群島のテニヤン、ウオヂエ、トラックの諸島の飛行場建設」などの「土木工事」に従事させられた。そしてアジア-太平洋戦争下においては、造船、土木（国内外の飛行場建設など）、各種軍需品製造、航空機生産、鉱山労働などにその分野は広がっていった。（以上主として、『戦時行刑実録』財団法人矯正協会1966年による。その責任者が、国本社・平沼系の塩野季彦と正木亮とであることは同書が明記している。）

なお「臨時刑務費」51,246円が「昭和十九年度第二予備金支出」として国から出されているが、その理由に次のようにある。「時局に鑑み戦力増強に資する為受刑者をして構外作業に従事せしむるに要す」。つまり、受刑者は、国の公式決定によって戦時奴隷労働を強いられたことが、ここからも明らかである。

最後に、民間「識者」の強い薦めと業者側の協力と執拗な働きかけとによって、中国人労働者の強制連行が企図されたこと、つまりすべては閣議決定によって始められたのではないこと。また、軍部官民が一体となって、言い換えれば上述の日本兵営国家総体をあげて、実施に移されていったことの二点を、特に指摘しておきたい。そのことは以下(1)~(4)の資料からも明白であろう。

(1) 「支那苦力雇傭申込数調 昭和十四年七月一日現在」

員数	申込社名
300名	合資会社 川村組
300名	谷 万吉
200名	大倉 操
500名	鉄道工業株式会社
500名	新井合名会社
2,000名	株式会社 飛島組
200名	土屋 栄一
200名	合資会社 堀内組
1,000名	株式会社 地崎組
200名	合資会社 菱田組
200名	丹野幸次郎
100名	株式会社 大林組
200名	川口常五郎

200名	株式会社 逢沢組
計6,100名	以上

(2) 「卯号号外 支那人労働者移入に関する件」1939.8.1付

外地労働者移入組合発起人代表者殿宛 [北海道庁] 職業課長

曩に出願相成候標記の件に関し左記事項至急承知致度
記

- 一、鉱山関係事業主との関係並びに連絡状況
- 二、食費所要額及補助の割合
- 三、稼働賃金法定の基礎
- 四、冬期間事業休止中に於ける労働者の措置詳細
- 五、移入希望時期

(3) 「支那人労働者移入の件」1939.8.7付 北海道庁学務部職業課長 西宗直宛文書。

北海道土木建築業連合会内外地労働者移入組合発起人
拝啓 陳者昭和十四年八月一日付卯号号外を以て御照会被為候標記の件に関し左の通
り及御回答候

記

- 一、鉱山関係事業主との関係並びに連絡状況
第一期に於ては鉱山関係事業主直接の取扱いを為さざることを原則とし各鉱山に於ける土木建築工事を請負せる土木建築業者に供給し其状態の推移に依りて鉱山業者の直接使役を俟つものとす
- 二、食費所要額及補助の割合
一般支那労働者の食費は相当低額なるも土地の相異物価の高低に就て安全性を見込み一日参拾銭也と予定し其金額を補助せんとするものなり。若し実際所要額が金参拾銭也を超過するときは其超過分をも補助す
- 三、稼働賃金法定の基礎
現在支那本土に於ける一般の労働賃金は平均金六拾五銭也以上金壹円貳拾銭なり雖然特殊なる技能を有し又は辺境に於て極めて危険なる時は例外的により多額を支給することあるも食費は全て自弁するものなり
於茲往復旅費及食費を組合に於て負担し且つ福利的施設を為して其本土に於けると同額以上の賃金を支給するものとせば充分ならんとの観測に基くものとす
- 四、冬期間事業休止中に於ける労働者の措置詳細

冬期中事業継続可能なる工事場並びに隧道工事等に移転せしめて其大部分を使役し過剰なるものは十二月下旬迄に一旦募集地に帰還せしめんとす。斯る場合の旅費は募集者の負担とす

五、移入希望時期

毎年三月中

以上

(4)「願書」1939.8.1以前 厚生内務大臣宛文書。

願書

現下北海道の産業は生産拡充の国策に基づき其の発達著しく拡張日に次ぎ、之が根幹をなす土木建築工事の施行せらるゝもの北海道開拓以来の記録をなし、従而平時平年に於て恒に不足を感じつゝある労働者の需給は頗円滑を欠き為に国運進展に重大なる関連を有する事業の成否に影響する処多く、我々其業にある者日夜通歎是が応急手配に奔走し居るも如何せん、全国的なる労働力不足は姑息なる方法にては到底打開し難きを察し、茲に支那本土より労働者を移入し此問題を根本的に解決するの外無しと愚考仕り茲に其具体的方法並に理由を開陳致候

理由

一、我国は今次の支那事変に際し貴重なる我が忠勇の将兵と莫大なる資材及び学識経験有る士を送り一意支那の健全なる発達に寄与せんとし、国の内外困苦を忍び□[一字不明、以下同じ]一致し此の目的達成に努力しつつある□此代償と云わ□□根本的な日支親善の方策として暴□せられつつある支那の原始的物産の移入を計る可きは勿論、最も低廉なる人的資源の移入を計るは最も肝要なる方策なり、千金にも代え難き我らの同胞は大命の下に故国の産業戦線より各自のもつ重要な職責すら放棄し東洋永遠の平和の確立のために遠路満蒙の広野に酷暑極寒を嫌わず奉公の誠を致す。自然我国の労働力は減ぜざるを得ず。其枯渴せる労働資源を支那人の有する最も簡易なる奉仕を持って代位するは極めて当然ならずや。吾等は想う、彼等の如き低廉なる労働賃金を以て甘んずる労働者を我本土に連行し、我国内の発展力を示し之に相当なる労銀を支払い之を貯えしめ一定期限に之を本国へ送還せんか、彼らは声を大にして我が日本の実力を謳歌し予てより試みられつつある、百の宣撫工作より勝れるものある可しと信ず。

二、南鮮方面より労働者を移入せんとの説あるも吾々業者多年の経験より看れば彼等の多くは直ちに付和雷同し騒擾を惹起せしめ或いは賃金値上げを計り又は怠惰にして賭博を好み、所定の労働に服さず、徒らに欠勤し其の工事工程に支障を来さしむる事、使役上の困難は勿論地方風俗に及ぼす影響甚大にして其弊言語に絶せり。之

に比較し支那労働者は一時的の移入なれば其行動に拘束を□□うる事も得べく賃金の支払いを正確にし或種の奨励方法を用うる中は唯々として稼動し問題を惹起するの憂いなし。

三、中央政府の指導方針の一として低物価策を高唱せらるる秋に当たり労働者の不足より生ずる賃金の高騰を防ぐには低賃金に甘んずる労働者の一時的移入をなす外なきは論を俟たず。此の見地よりしても支那人に優るものなし。

以上を概説せるが如き理由に依り支那労働者の移入は緊要にして最も適切なるものと存じ候間特別の御詮議に依り旧慣を破り御許可被成下度、別に募集に関する処遇案相添え及陳情候。

昭和十四年 月 日

札幌市北四条三丁目一番地

北海道土木工業連合会内外地労働者移入組合

北海道庁

発起人代表 地崎宇三郎

(花岡問題全国連絡会(準)編『暗闇の記録』同前1991年刊所収)

ここに掲げたのは、北海道を基盤とする中規模の土建会社・地崎組関係のGHQ/SCAP文書からである。中国人労働者を強制連行し重労働させたいという業者側からする働きかけを具体的に示す最も初期のものである。この年12月29日には、土木工業協会調査部（部長は鹿島）に研究課が置かれ、満州国の労働力統制をも例に引きながら、中国人労働者の「移入」を検討課題だとしている。こうして見れば、土建業界としてはその頃から中国人労働者の導入を構想していたと見ることが出来よう。41年8月になると、石炭・金属鉱業両連合会から、「鉱山以外から開始して支那苦力を積極的に移入すべき」という提案がなされた（「鉱山労務根本対策意見書」から）。このような各業界の強い働きかけをバックとして、42年11月27日、「華人労務者」の強制連行は閣議決定されたのである。

4. 被強制連行現場における労務支配

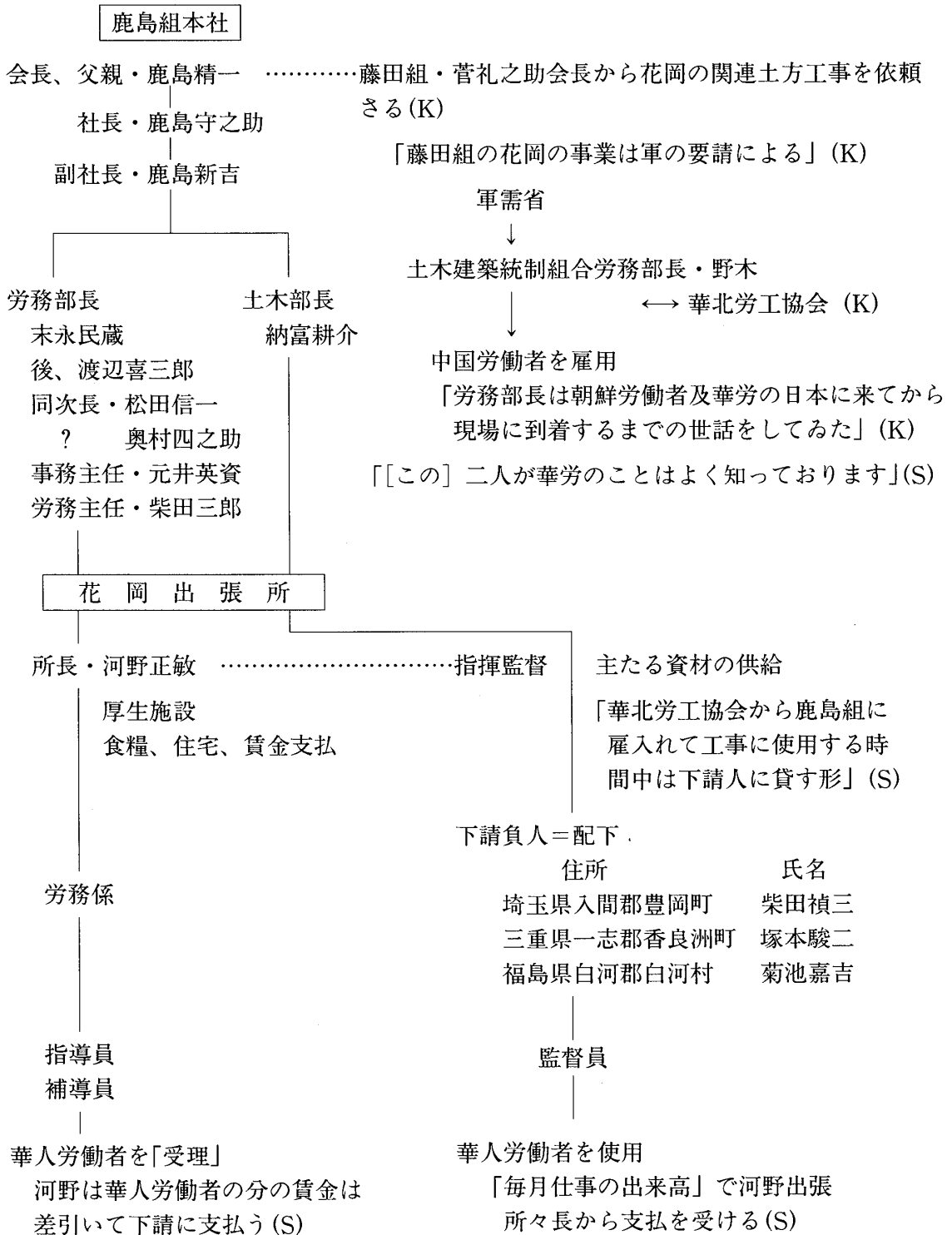
これまで述べてきたように、当時日本帝国主義は「大東亜共栄圏」内における資源状況や輸送条件をにらみつつ、ある種の圏内諸産業の再配置を構想しており、それに基づく労働力再配置を考えていた。中国人労働者の日本への強制連行はそうした目論見の一環であり、具体的には、朝鮮—台湾—満州・蒙古—華北—「内地」という範囲内での労働力再配置構想の一環として捉えるべきであろう。ただし、産業と労働力の再配置構想は、戦況不利のため、彼らが考えていたようには進まなかったことはもちろんである。

以上は、今のところ、これまで提示した資料等に基づく著者の仮説にすぎない。より詳しい検証が必要とされるところである。以下においては、そういった検証に少しでも役立つ

日本帝国主義の労務政策

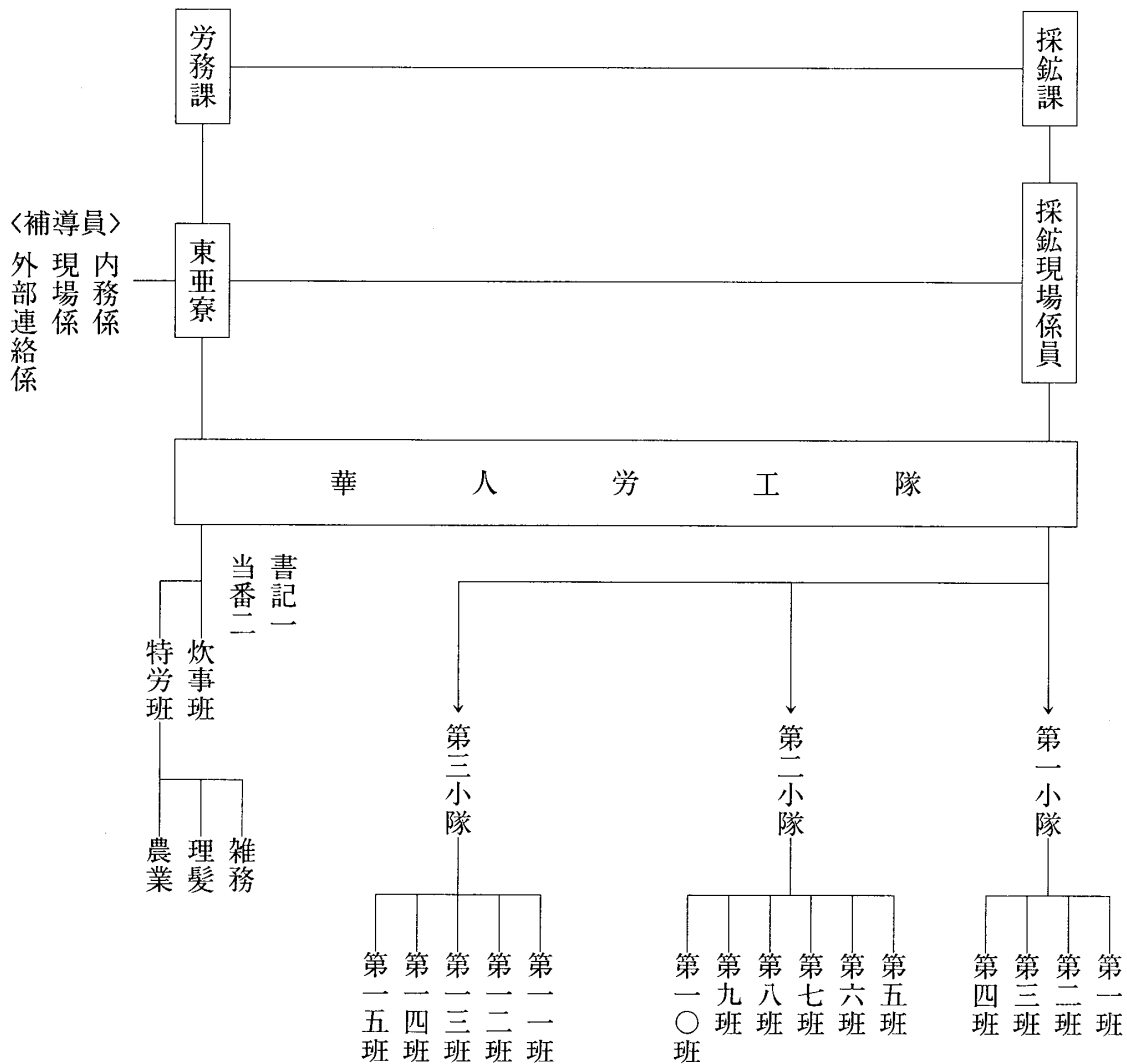
てるために、中国人労働者を使役したいいくつかの労働現場の具体的な状況を見る。今後、全国135事業場に分析を広げていきたい。

A. 花岡における労務支配の構造



(典拠；Sは「末永民蔵陳述書」自筆、1947.4.3~4付。Kは「鹿島守之助陳述書」自筆、1947.3.28~4.11付。いずれもGHQ/SCAP文書 Roll <7> から)

B. (株)藤田組・花岡鉱山における労務支配



以下、藤田・花岡に関連して簡単に説明しておこう。

補導員の仕事としては、渉外事項、職場への繰込引率、生活必需物資の運搬監督、患者の取扱いなどの他、輪番で宿直・夜警に当たる、とされている。

また、現場には専任係員の外、日本人の役付が配置され、「関係係員以外の者は一切華労の指揮面に進出せず作業指導も班長隊長を通して行」う、としている。

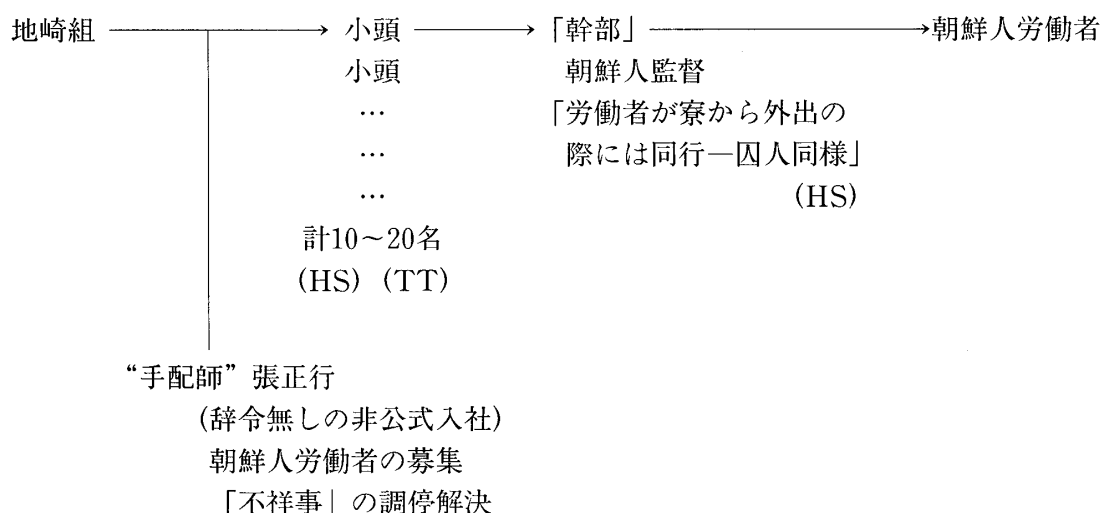
ここは下請を使わない直営のようだが、現場係員とはいわゆる現場監督と思うが、その下に世話役というかボーシンの存在は本当に居なかったのだろうか。隊長や班長だけでは本当の重労働を課することは出来ない筈だ。ただし、賃金に関し書記以下は労務課所属、隊長・小隊長・班長などは採鉱課所属というふうに分かれており、東亜寮における生活等の管理と、作業現場とは、いろいろな意味で区別されていたと見ることは出来そうだ。

宿舎は「完全に隔離」されたところに設置された（前掲秋田県警察資料）ばかりか、外

日本帝国主義の労務政策

出もまた極めて制限されていた。すなわち、「外出は許可制なるも華労の散歩的外出は身分不相応なりとなし…」とあり、また公用の場合でも腕章を付けさせる、団体の場合は補導員が引率する、とある。(以上、花岡鉱業所労務課「華人概況」45.6.30付、同 Roll <12> などによる)

C. 地崎組における労務支配



(典拠；HAN STATEMENT by SUGAWARA, Yasumitsu. 1946.6.17付、英文。← HS と略す。朝鮮人連盟北海道支部社会部長宛張正文書。1946年7月記 ← TT と略)。

次に、今までのところを全体的に振り返り、いちおう集約しておこう。

土建業者は人夫出しであった。作業は下請け業者がやるのだが、中国人労働者の賃金は労働者自体に払われないのはもとより、その下請け業者にも渡っていない。下請けは出来高に応じて金が貰えるので、ひたすら労働者を追い回す、つまり酷使する、そういう構図となるわけである。鹿島・花岡が典型である。

北海道炭鉱汽船株式会社においては、同幌内鉱業所関係に対し「菅原組人夫供給契約書」なるものがあつた(45年4月1日付)。そこには、菅原組が「移入せる華人労働者並びに之が管理に要する指導員」を供給する。「作業に関しては乙[菅原組]は一切甲[北炭]の指示に従ひその人夫を監督就労せしむるものとす」「乙は指導員並に人夫一切の管理に関しては完全に責を負ひ苟も甲に対し損害または迷惑を及ぼさしめざるもの」とする、と規定されていた。菅原組は人夫の供給と管理、ということになる。空知鉱業所神威礦に対する(株)鉄道工業の場合も同様であつた。「工事請負契約に基き就労せしめ神威礦は之に依り作業上の指示のみなし華人労務者の管理は一切同社に於て之をなす」(以上の資料は、GHQ/SCAP 文書 Roll <10> から)。

こうしてみればまず第一に、人夫の供給・管理と就労・作業監督が別の会社によって行われていたこと、会社間は上下関係におかれ一方は他方の下請けであったこと、が知られよう。

藤田組の場合は、中国人による中国人支配という構造のとられていたことが、明確に記されている。例えば、44年4月24日付花岡鉱山長宛秋田県警察部長通牒に「華人労務者…作業に関する命令は日系指導員及華系責任者（隊長又は把头）を通じ之を発すること」とある（「中華人収容所の資料について」GHQ/SCAP 文書 Roll <11>）。日華労務協会供出の際にも同様の方法がとられていたと見られる（Roll <10> 参照）。中国の旧来体制のなかで長く続いたかの伝統的な把头制が、この時本当に利用され稼動していたのかどうか、今後詳しい究明が必要となろう。

いずれにせよ、ここで確認しておきたいのは、中国人自身の「自治」といった美辞麗句のもとに、中国人労働者自体の中に支配と被支配の仕組みを持ち込むこと、言い換えれば同民族同士を対立関係に置くことは、当代の日本帝国主義の労務支配の顕著な特質のひとつであったということである。地崎組における朝鮮人小頭、また張正行のような朝鮮人手配師の利用（と使い捨て）の実態は、一民族の分断策のある意味のヴァリエーションで、民族間の対立の助長政策であった。つまり、大きくいえば、被圧迫・植民地の民族同士に分断と対立を持ち込んだのであった。

港湾労働の場合にも、中国人労働者自身を上下の関係に立つ隊一班組織に組み込み、幹部が仕切っていくというようなシステムを造ることが、全体として定められ実際にそのように行われていった。人夫出し飯場の機能を持つ華工管理事務所と労働現場の各会社等との関係や、何より上記のような階統秩序にはめ込まれた中国人労働者のそれぞれの間の真の関係、つまり支配と被支配の関係であったのかどうか、等々、改めて更なる検証や実証は何としても不可欠である。今は、取り敢えず問題点を指摘しておきたい。

最後に簡単に纏めておこう。日本帝国主義は、「大東亜共栄圏」内における産業の再編成と労働力の再配置を目指し、資源と輸送条件と労働力の三つの要素に従い圏内の諸々の植民地一占領地の位置付けを暴力的に変更しようとした。敗色濃くなればなるほどその企てはうまく行かなかったため、その暴力性はいつそう昂進した。「大東亜共栄圏」内における以上のような状況は、日本「内地」の中国人や朝鮮人等の植民地住民一被圧迫民族を使役した労働現場で、よりいつそう凝縮した形で再現された。「大東亜共栄圏」全体における横断的・空間的関係の再編が、民族間分断と差別、資源等の経済条件に規定されて互惠平等というタテマエにもかかわらず、必然的に上下関係に基づくそれとならざるを得なかったように、「内地」の労働現場でもまた、民族間の分断と差別、下請け等重層的な支配の構造

日本帝国主義の労務政策

が普遍的であった。このように、日本帝国主義の労務政策というものは、一言に要約してしまえば、労働者の自由を極端に規制し、ろくな食事や衣服も与えないまま酷使する昂進的暴力性、ならびに上下に幾重にも連なる支配の重層性によって特徴づけられる。それは、実は、今日もなお我々が克服し切れていない負の遺産に属している。

[付記] 本稿を作成するに当り、花岡研究会の猪八戒氏以下の諸兄姉、ならびに大阪大学の杉原達氏に大変お世話になった。また、本稿の基本骨格は1995年夏中国のシンポジウムにおける研究発表であって、その際、河北大学の張友棟先生からは中国語訳ばかりか非常に貴重な助言を頂いた。ここに記し、併せて深謝する次第である。

[文理学部教授（日本近現代史） 1988～90年度総合研究 8（「大東亜共栄圏」の思想と現実—比較史及び学際史的検討の試み） 研究代表者]